

国東市民病院における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 8 年 4 月

国東市病院事業管理者

国東市民病院における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。）第 19 条に基づき、国東市病院事業管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日

2. 目標

- ① 医師を除く、採用後 1 0 年目前後の継続雇用割合について、男性に対する女性の割合を 8 0 %以上とする。
- ② 男性の育児休業取得率を 5 0 %以上とする。
- ③ 年次有給休暇の取得率を 6 0 %以上とする。

3. 情報の公開（令和 7 年度）

項目		数値
採用した労働者に占める女性労働者の割合	任期の定めのない職員	4 4 . 4 %
	任期の定めのない職員以外の職員	7 7 . 8 %
平均勤続年数	男性	1 2 . 1 年
	女性	1 2 . 6 年
労働者 1 人あたりの平均残業時間		4 . 8 時間
管理職の占める女性労働者の割合		5 0 %
男性の育児休業取得率		1 0 0 %
男性の出産補助休暇取得率		3 7 . 5 %
年次有給休暇の取得率		5 0 . 1 %
男性の賃金に対する女性の賃金の割合	全職員	6 6 . 6 %
	任期の定めのない職員	7 7 . 2 %
	任期の定めのない職員以外の職員	1 0 7 . 2 %